

あきる野市立小学校  
授業支援ソフト導入業務委託

審査要領

令和5年5月

あきる野市教育委員会

あきる野市立小学校授業支援ソフト導入業務委託  
審査要領

1 目的

この要領は、あきる野市立小学校授業支援ソフト導入業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、公募型プロポーザル方式により「あきる野市立小学校授業支援ソフト導入業務委託」における受託候補者を特定するため、必要な審査方法及び審査基準を定めるものである。

2 審査の実施

審査は、委員会が行う。

3 審査の対象事業者

審査の対象事業者は、次の（１）から（４）までに掲げる条件を全て満たし、一つでも満たない場合は、審査の対象事業者に該当しないものとする。

- （１）あきる野市立小学校授業支援ソフト導入業務委託プロポーザル実施要領に基づく参加資格を有すること。
- （２）提出書類が所定の形式に適合していること。
- （３）期限までに提出すること。
- （４）提出書類に虚偽の記載がないこと。

4 審査の項目・配点

項目及び配点は、以下の表のとおりとする。

審査項目	配点
（１）会社概要、導入実績、設計コンセプト	10点
（２）ソフトウェア機能要件	45点
（３）導入及び運用・保守	25点
（４）その他（追加提案等）	10点
（５）価格	10点
合計	100点

5 受託候補者の選定

（１）選定方法

委員会は、前記４の合計点で最高得点を挙げた事業者を、あきる野市立小学校授業支援ソフト導入業務委託の受託候補者として選定する。同得点の場合は、価格の低い方を上位とし、価格も同額の場合はくじ引きとする。なお、出席した審査委員で算定する合

計の満点の5分の3を最低基準とし、全ての参加事業者の点数が最低基準に満たない場合は、再度公募を実施する。

(2) 辞退等による繰上げ

上位の事業者が辞退し、又は失格となったときは、次点の事業者の順位を繰り上げるものとする。

6 審査方法

(1) 各審査委員は、プレゼンテーション及びヒアリングが終了した後、審査を行う。

なお、プロポーザル参加者が4者以上いる場合は、事前に審査委員会で書類審査し、適当と認められる者を3者程度選定して、審査に出席を要請する。

(2) 評価対象は、企画提案書、参考見積書、プレゼンテーション及びヒアリングとする。

(3) 審査項目及び配点は、「4 審査の項目・配点」に定めるとおりとする（詳細は、別紙「審査基準詳細」のとおり）。

## あきる野市立小学校授業支援ソフト導入業務委託 審査基準詳細

評価項目	No.	評価事項	評価の着眼点	評価				
				A	B	C	D	E
全体概要	1	会社概要、導入実績	業務に必要な信頼性、他自治体への導入実績	5	4	3	2	1
	2	提案の主旨	設計コンセプト、他社製品に対する強み	5	4	3	2	1
ソフトウェア要件	3	授業支援ソフトの構成	機能要件を踏まえているか	20	16	12	8	4
	4	授業支援ソフトの操作性	児童及び教員にとって扱いやすいものか (直観的に操作できるか)	10	8	6	4	2
	5	教員の業務効率化	業務の効率化が行えるか	10	8	6	4	2
	6	セキュリティ対策	必要なセキュリティ対策を施しているか	5	4	3	2	1
導入及び運用・保守	7	導入体制、計画	導入体制及び稼動までのスケジュールは明確・具体的で適正か	5	4	3	2	1
	8	教員向け操作研修	教員向けの操作研修が充実しているか	5	4	3	2	1
	9	保守内容、サポート範囲	ヘルプデスクの体制やバージョンアップの対応、その他、全校の活用が進むような取組等はあるか	10	8	6	4	2
	10	障害発生時の対応、データバックアップ	対策は妥当か	5	4	3	2	1
その他	11	その他の提案事項	要求仕様以外で効果的な授業の推進や業務効率の向上につながる有益な提案事項はあるか	10	8	6	4	2
価格点	12	見積書	10点×(最低提案価格÷提案価格)	10				
合計				100点満点				

評価点：A(きわめて良好)・B(良好)・C(普通)・D(やや不十分)・E(不十分又は提案なし)